

## 岐阜・下呂・郡上プロモーション動画制作事業 募集要項

### 1 募集概要

#### (1) 趣旨

岐阜城、ぎふ長良川の鵜飼といった歴史や伝統文化が息づく岐阜市、県内有数の温泉地である「下呂温泉」を保有する下呂市、ウインタースポーツやアウトドアアクティビティでの立ち寄りが多い郡上市の3市が連携する岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会において、国内外問わず継続的な誘致宣伝事業を実施している。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、各地の入込客数は大幅に減少したが、今後新たな旅のスタイルが主流となり、更なる自家用車・レンタカーでの旅行需要が高まることが考えられる。

本業務では、国内外問わず様々な国や地域の方をターゲットとし、当地域を車で周遊する旅の魅力を訴求する動画を制作することで、知名度向上を図り、更なる誘客へ繋げる。

本募集要項は、本業務を実施するために、豊富な知見と経験により、業務遂行できる事業者の選定をプロポーザル方式で実施するために必要な事項を定めるものである。

#### (2) 企画提案を募集する業務の名称

岐阜・下呂・郡上プロモーション動画制作事業

#### (3) 業務仕様

【別紙】岐阜・下呂・郡上プロモーション動画制作事業 仕様書のとおり

#### (4) 業務期間

契約締結の日から令和4年3月25日（金）まで

#### (5) 提案上限額

2,800,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※この金額は、契約金額ではなく、企画提案の上限額である。

#### (6) 募集等における主なスケジュール

- ・ 提案書等締切 令和3年7月30日（金）
- ・ 審査 令和3年8月4日（水）
- ・ 契約 令和3年8月10日（火）予定

### 2 応募条件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 岐阜市、下呂市、郡上市のいずれかの市で入札参加資格申請をしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者でな

いこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (4) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び郡上市暴力団排除条例（平成 24 年郡上市条例第 25 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にある者でないこと。

### 3 提案書の提出

- (1) 提出期限 令和 3 年 7 月 30 日（金）午後 5 時 必着

- (2) 提出書類

提案書の様式・形式等は任意とするが、使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 1 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

- (3) 提出部数 紙媒体 4 部、電子データ媒体（CD-R 等）1 部
- (4) 提出方法 「8 連絡・照会先」の郡上市観光課へ郵送または持参すること。

※提案書を提出する場合は、事前に担当まで連絡すること。

### 4 提案審査評価

- (1) 審査評価手法

提案審査評価は、岐阜・下呂・郡上プロモーション動画制作事業企画選定委員会にて実施する。

- (2) 審査

日 時：令和 3 年 8 月 4 日（水）

- (3) 評価基準

別紙評価基準のとおり

- (4) 評価結果の通知

審査結果は、選定結果の可否を全事業者に文書にて通知する。

### 5 受託事業者の決定及び契約

優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

### 6 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) ひとつの事業者が複数申請したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字又は脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。

(6) その他、本件企画提案に関する条件に違反したとき。

## 7 その他

- (1) 提案書に関連する事項について後日、ヒアリングを行うことがある。
- (2) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (3) 提出されたすべての資料の所有権は、本市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (4) 提出された提案書の著作権は提案事業者に属する。市が提案事業者に無断で他の目的に使用することはない。
- (5) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。

## 8 連絡・照会先

〒501-4222 岐阜県郡上市八幡町130番地1

岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会事務局 郡上市役所商工観光部観光課 担当：加藤

TEL 0575-67-1808 FAX 0575-67-1820

E-mail : kankou@city.gujo.lg.jp